

# 交通事故被害者の会

発行 北海道交通事故被害者の会  
代表 前田 敏章

事務局

060-0001 札幌市中央区北1条西9丁目  
ノースキャピタルビル4階

第17号 2005年4月10日(年3回発行) TEL 011-233-5130 FAX 011-233-5135

E-mail [hk-higaisha@nifty.com](mailto:hk-higaisha@nifty.com) ホームページ <http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/>

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。年3回の会報が送られ、毎月の例会に参加できます。例会時に当事者同士としての相談も受けています。(例会の日程はp 12)

## 母、F. Y. 66歳

2000年11月27日、オホーツク海に面した国道で、母が同乗した友人の車は、木材を満載したトラックと正面衝突、二人共に天国に旅立ちました。即死でした。

事故当時の路面は、数日間降り続いた雪のため、深い轍(わだち)とアイスバーン状態。地元のドライバーでさえ怖くて30km位しかスピードを出せなかったそうです。

その悪路をトラックは無謀な運転をしていたと、すれ違ったドライバーの話を聞きました。トラック運転手の話によると、母の乗った車は「吸い込まれるようにぶつかってきた」そうです。唯一の目撃者は、トラックのすぐ後ろを走っていた同じ運送会社の社長の車でした。

見通しの良い直線道路で、母達の車は、近づいてくるトラックを見て少し左に寄りたかったのかもしれない。しかし軽自動車は、轍にハンドルをとられたのでしょうか？ それともトラックとの衝突を避けたくてブレーキを踏んだ為に、アイスバーンの路面でスピンしたのでしょうか？ 2台とも道路から大きく逸脱している状況が事故の凄まじさを物語っています。当時地元には弁護士がおらず、即座に専門家に相談に乗ってもらうこともできませんでした。



母は花が好きでした

あの時は、「もし道路の除雪がされていたら」「もし中央分離帯があれば」、大惨事にならずに済んだのではないかと道路関係者への憤りもありました。

今は、二人の死を無駄にしない為にも、同じ被害が二度と起こらないようにする為にはどうしたらよいのか、あらゆる角度から事故を研究・分析し、これからのドライバー教育や道路造りに役立てて欲しいと願ってやみません。

尚、事故の翌年4月に、紋別ひまわり基金法律事務所が開設され近隣周辺に住む人々の朗報となりました。

娘 K. I.

(「いのちのパネル」より)

### 今号の主な内容

- ② 「公正で科学的な捜査を」、札幌高検などへ要請文
- ③ 犯罪被害者等基本法にもとづく内閣府ヒアリングの報告(前田敏章)
- ④ 「交通事故調書の開示を求める会」の報告(土場一彦)
- ⑤ 「真相究明と厳正な裁きを求める」署名(長谷部博子) 「ひき逃げ犯厳罰化」署名(高石弘)
- ⑥ 「後遺症の決定が遅く、低い認定しかでません」(荻野京子)
- ⑦ 国土交通大臣への手紙「親は生きてる限り死んだ子の年を数える」(木戸英二)
- ⑧~⑩ 高校生・若者の発言 体験講話を聞いて
- ⑪ 「退任にあたって」(寺地栄一) ⑫ 総会と交流会のお知らせ、活動日誌、編集を終えて

**「死人に口なし」でなく、公正で科学的な捜査を  
札幌高検、法務省、国交省に要請文 札幌弁護士会には協力依頼**

被害者の会では、2月14日、「死人に口なし」の不公正な捜査を改める制度的な保障を求め、札幌高等検察庁宛公正で科学的な捜査徹底を求める要請書（下記）を提出しました。同時に札幌弁護士会に、この問題で協力依頼を行い、法務大臣と国土交通大臣にはそれぞれ、交通事故調書の早期開示を求める要請書、ドライブレコーダーの装着義務法制化を求める要請書を送付しました。

2005年2月14日

札幌高等検察庁  
検事長殿

北海道交通事故被害者の会

## 要 請 書

- 1 交通犯罪捜査において不当に軽んじられている被害者・遺族の知る権利を保障するため、捜査段階において事故原因などの詳細を知らせて下さい。
- 2 公正で迅速な捜査と裁きのために、交通犯罪に対する科学的捜査を徹底して下さい。

## 《 要請理由 》

交通犯罪被害の多くは、公道上で何の関わりもない相手によって、全く理不尽に命や健康という基本的人権が侵される「通り魔殺人」的被害です。被害者・遺族は、故人の名誉と命の尊厳のために、何よりも先ず事件の原因など真相を知りたいと願い、真実に基づく厳正な裁きを求めます。

しかし、交通犯罪被害者はこれまで、過失による「事故」だからと軽く扱われ、当然の知る権利すらないがしろにされてきました。当事者でありながら公判になるまで、長い場合は1年以上も真実を知ることが出来ないのです。そして、実況見分調書をはじめ事故調書の開示がされていないこともあり、被害者が死亡あるいは重傷で事故状況について証言できない場合は、初動捜査において加害者の一方的な証言に沿って証拠書類が作られるという事例もあり、結果として、当事者が知り得た事実と異なる捜査内容によって処分・処罰されるケースが生じるというのが、私たち被害者の会会員の大勢の認識です。真相を知りたいと欲して民事訴訟を提起して、刑事処分と異なる事実が判明することも希ではありません。遺族自らが目撃者を探したり独自に鑑定を行うなど強い働きかけを行って初めて真相の一端に近づくことができるのです。しかし、被害者・遺族がこうした血の滲むような取り組みを出来るのは限られたケースであり、大半の被害者は泣き寝入りです。

こうして、交通犯罪の被害者・遺族はかけがえのない命や健康を奪われた上に、その真実を知ることができず、さらにこのことによって著しい不公正と不利益を被るという、正に二重三重の苦しみを余儀なくされているのです。

交通犯罪捜査におけるこうした事態を打開するために、標記のように捜査段階の早期に事故原因など詳細を被害者・遺族の求めに応じて知らせていただきたいのです。

先般、我が国においても犯罪被害者等基本法が制定され、ようやく「犯罪被害者等の権利利益の保護」が具体的に検討されるようになりました。基本法が「犯罪被害者等がその被害に係わる刑事に関する手続きに適切に関与することができるように」（第18条）と制度の整備を明記していますが、私たちは知る権利を保障し、不公正を生まないシステムとして、交通事故調書の早期開示も求めています。同時に、死亡あるいは重傷で物言えぬ被害の当事者が不公正を受けないために、交通犯罪捜査について、航空機のフライトレコーダーに相当するドライブレコーダーの全車両への装着義務を法制化するなど、科学的捜査の徹底を要望します。

以上の要望事項は、捜査の透明性と迅速性にも寄与すると信じます。よろしくお願い致します。

## 「犯罪被害者等基本法」にもとづく内閣府ヒアリングの報告

代表 前田 敏章

内閣府の犯罪被害者等施策推進準備室から参加要請を受け、2005年2月23日、経済産業省の会議室で行われたヒアリングに出席しました。

発言資料として、要望事項、会報、いのちのパネル冊子版などを提出するとともに、当日は、室長以下20数人の関係省庁の担当者を前に、要望事項に基づいた交通事件被害者の願いを、約20分発言してきました。以下は発言要旨です。

### ★ 正しく「交通犯罪」と

まず第一に、交通犯罪を「事故」と一括りにするのはではなく、正しく犯罪と位置づけていただきたい。現在の行政や司法の扱いは、根底に①クルマの効率優先、ドライバー中心の「クルマ優先社会」と②起訴率低下をもたらした非犯罪化政策、そして、③損保を中心とする「命＝お金」の巨大なシステムがあり、命が軽く扱われ続けている。「故意でなく『事故』だから悪質ではない」として、加害者が存在しないかのような扱いが大手を振る「加害者天国ニッポン」という実態がある。

法令違反を伴っての死傷事件は、クルマを凶器とした不法行為であり犯罪。「事故」とは、運転者に全く違反や過失がなく、避けられない災害の場合に限定して使うべきであり、安全確認を怠ったの前方不注意など交通犯罪は「未必の故意」として厳罰に。危険運転致死罪は「故意性」という要件を緩和し適用を大幅に増やすべき。窃盗罪の半分の法定刑でしかない業務上過失致死傷罪とは別に「自動車運転業務上過失致死傷罪」を設けるなど、命の重みに見合う裁きをしていただきたい。

### ★ 交通事故調書の開示など公正な捜査を

第二に、基本法18条の刑事に関する手続への参加に関して。まず、公正な捜査が保障される制度確立として、交通事故調書の開示を求める。現状では、初動捜査において「死人に口なし」とばかりに、加害者の一方的な証言に沿って不公正な証拠書類が作られるという事例が頻発している。

資料の事件例一覧にあるように、2001～2003年に発生した会員14事例の調査だけでも、9事例の遺族は、捜査機関からの事故原因の説明に納得がいかず、上申し自らも目撃者を探すなど真相解明に動き、7遺族は自ら事故鑑定も行っている。告訴し当事者性を高めて対処しようとした事例は6遺族、要望書や署名を提出した遺族も7遺族に上る。自ら強い働きかけを行ってはいじめて、真相の一端に近づくことが出来るのだが、こうしたとりくみのできる遺族は限られており、多くの場合は

泣き寝入り。最近の二つの報道記事（白倉さんと長谷部さんの事例）にもあるように、こうした実態は今も改善されていない。

先日、法務大臣、国土交通大臣、札幌高等検察庁などに、要請文を提出したが、警察が作成する実況見分調書など交通事故調書、および鑑定報告書を、当事者の求めに応じ、送検以前の捜査過程の早期に開示すること、科学的な捜査を保証するために、航空機のフライトレコーダーに相当するドライブレコーダーの装着を義務化することが不公正を生まないシステムとして重要。

同時に、刑事裁判に参加する権利を認めていただくことも強く望んでいることを付け加える。

### ★ 怪我をされた方への適正な補償を

第三に、怪我をされた方の深刻な人権侵害の実態がある。まだ治癒していないのに損保から症状固定を強要され、十分な治療が受けられなかったり、後遺症の認定等級が不当に低く押さえられ、賠償も値切られるという二次的被害が絶えない。損保会社への適正な管理と指導を強め、不法行為が根絶やしされ、適切な損害賠償が保証される制度を望む。

### ★ 自助グループへの財政的支援を

第四に、交通犯罪被害者は、世間の無理解と偏見などにより二次的被害を受け、孤立無援の状況に陥り、殆どがPTSDに悩んでいる。それぞれの段階で、当事者の求めに応じたサポートを必要としている。自助グループの活動への物質的支援を要請する。私たち北海道の被害者の会は、設立に際し道警の支援を受け、設立後の自主的な活動に対し、道交通安全協会が事務所と事務局長、および活動費を提供してくれるなど、ある意味恵まれている。しかし、安全協会が自助グループを財政的に支援するというのは本来的ではない。国からの正当な財政支援を早急をお願いしたい。

同時に、行政や専門家が連携してサポートし、施策を進める公設の「犯罪被害者支援センター」についても基本計画に位置づけていただきたい。

### ★ 終わりに

私たちの願いは交通犯罪や事故の被害がゼロとなり、自助グループそのものの必要がなくなる社会。そのためにも、被害者の視点に立った施策が全面的に推進されること、犯罪被害者の共通な願いである、①知る権利 ②司法手続きに参加する権利 ③被害回復する権利 ④二次被害を受けない権利、が保障される日が一日も早く来ることを切望する。



《参考》2/23、ヒアリング参加の15団体（発言順）

●「NPO法人犯罪被害者支援の会Appui」●「風通信舎」●  
「Japan Victim Assistance Ring」●「犯罪被害者きょう  
だいの会」●「社団法人熊本犯罪被害者支援センター」●  
「社団法人京都犯罪被害者支援センター」●「社団法人被

害者支援都民センター」●「交通事故被害者遺族の声を届  
ける会」●「NPO法人交通事故後遺障害家族の会」●「TAV  
交通死被害者の会」●「北海道交通事故被害者の会」●「あ  
ひるの一会」●「地下鉄サリン事件被害者の会」●「生命  
のメッセージ展実行委員会」●「全国交通事故遺族の会

## 会員からの報告とお便り ①

報告

### 調書開示を求めるアンケートについて

北広島市 土場 一彦（交通事故調書の開示を求める会）

昨年来交通事故被害者・遺族の皆様「捜査段階における情報の開示状況」に関するアンケートをお願いしてきましたが、皆様のご協力により2月末までに123通（北海道からは29通）のご回答を頂きました。ご協力に対し厚く御礼申し上げます。

123通については、中間まとめを行い、3月17日の民主党主催のヒアリングにて概略を発表する機会を得、内閣府にも提出することができました。今後さらに分析を深めると共に、継続して多くのデータを集め、私たちの声を伝えていきたいと思っております。今後ともよろしく願います。なお関連の報道記事とアンケートで寄せられた意見を紹介します。

#### 交通事故、被害者の6割「捜査情報非開示で不利益」

交通事故の被害者・遺族らで作る「交通事故調書の開示を求める会」（鬼沢雅弘代表）は17日、事故被害者・遺族に実施したアンケート調査の結果を公表した。全体の6割が「捜査情報を捜査段階で開示されないことで不利益を被った」と答えた。同会はこの結果を、内閣府犯罪被害者等施策推進準備室に提出した。調査は、交通事故被害者・遺族約300人に対して郵送で実施。123人から回答を得た。

「捜査情報の非開示で不公正や不利益を被った」と答えたのは61%（75人）。「事故情報を知らされないことでストレスがあった」は67%（83人）だった。また、「警察から事故状況に納得のいく説明があったか」の問いには62%（76人）が「いいえ」と答えた。

当事者が死亡または重体の交通事故捜査は、実況見分調書が加害者側の証言に沿って作られることが多いが、調書は刑事裁判が終了するまで被害者側に開示されない。同会は「ずさんな捜査をチェックするためにも早期の開示が必要だ」と訴えている。

「毎日新聞」2005年3月17日

#### 交通事故調書の早期開示を

札幌市白石区 音喜多 一

本来、守られるべき被害者よりも冤罪は別にして加害者のほうが擁護されることは、不自然なことというのが、被害者遺族となった私の実感です。

交通事故と名がついたら、自分の命より大切な家族が死亡させられても保険金で慰謝されるからとか、客観的な科学捜査もないまま、加害者の証言が主体の、杜撰で主観的な現場捜査官による初動捜査が行われ、死亡した被害者とその遺族は排除された形で実況見分調書が作成され、それが公文書としてお墨付きを与えられる。警察では、遺族としては納得できない説明のうえ、内容の詳細を知らされないまま、捜査資料が検察庁に送致される。結果、ほとんどは故意ではないからしょうがないということで、死亡交通事故でも、現在の交通状況とはかけ離れた明治時代に制定された時代遅れの業務上過失致死罪で起訴され、その刑期や罰も詐欺罪などよりも軽い。そして命を奪われた家族の、最後の瞬間の事実を知りたいと素朴な疑問をもつ被害者遺族が永遠無限大に続く苦悩を感じさせる行動を起こし、声をあげなければ何もしようとしない警察や検察の捜査姿勢は、遺族には弱い者いじめ的な二次被害にも思えるし、死亡被害者には人命軽視にも等しいと感じている。

したがって、被害者とその遺族側にも、人が死亡した以上、殺人事件と同様な捜査と、不公平のないよう公正に加害者側と同時期での情報の開示を求める。

1. 交通事故捜査における、科学的な捜査手法の確立とその教育訓練と意識の徹底の上で所轄や人為的なばらつきのない現場捜査官の育成
2. 被害者及びその遺族と加害者立会いのうえでの初動捜査
3. 被害者いじめ的な二次被害防止の為に、実況見分調書や現場写真等証拠の早期開示

※音喜多さんの事件は、会報11、13の各号にあります

## 会員からの報告とお便り ②

## 真相解明と厳罰化を求める署名にご協力下さい 札幌市北区 長谷部 博子

一人息子であった拓磨の命が奪われて1年9カ月が経ちました。まだ捜査中ということですが、これ程の長い時間を費やして、何を調べてくれているのか、どの程度捜査が進んでいるのか、今後どうなるのか、何ひとつ答えてもらえません。

肝腎の衝突地点が最初の警察署での説明から二転三転するなど、「死人に口なし」の加害者証言に偏った捜査に矛盾があると思っています。

このような現状を訴えるために2月より署名を始めました。ご協力をよろしくお願いします。

(長谷部さんの事件は会報15号にも掲載しています)

## 《札幌地方検察庁への要請事項》

- 1 長谷部拓磨交通死亡事件の衝突地点や加害車両の走行速度など事故原因と真相を科学的捜査により明らかにして下さい。
- 2 加害者について公判請求を行い、命の重みに見合う厳正な裁きを求めて下さい。

## 《事件概要》

- ◆ 2003年7月23日午前、札幌市北区新川の市道で、自転車にて横断中の長谷部拓磨君(14歳、中3)が、制限速度を超えて前方不注意のまま走行した乗用車に衝突させられ、同日午後病院で息を引きとった。加害者は逮捕されず。
- ◆ 2004年1月 遺族は業務上過失致死罪で加害者を告訴。
- ◆ 2004年3月、遺族から鑑定書を提出。

※署名用紙は <http://www.ne.jp/asahi/remember/chihiro/> からダウンロード出来ます

## 「拓磨を返して」 長谷部 芳子

私は拓磨の祖母です。拓磨が1歳の時から共に暮らしておりました。この世に生きて75年、色々な出来事にあいましたが、これ程の苦しみにあったのは初めてです。一粒の涙を育てるように大切に、大切に拓磨を愛し、慈しみ、14年10か月育てて参りました。その月日を、加害者によって影も形もなくゼロにされてしまいました。優しく親切で、良く気のつく拓磨が、突然殺されて、1日として泣かない日はありません。母が夜勤でいない時も、困らせるようなことは何一つなく、利口な良い子でした。足の悪い私に「大丈夫？歩けるか？」と手を差し伸べてくれたことなど、何もかもが思い出になってしまいました。拓磨が可哀相で、悔しくてなりません。「拓磨を返して」血を吐く思いで呼び、祈っています。

拓磨を殺した加害者は普通に暮らしているのに、こちらは毎日が地獄です。75歳の私は拓磨と同様に殺されたと思っています。

慈悲深い検事さん。拓磨をよろしくお願い致します。人の命を殺めることは死刑に値するほど罪深いことと思っております。罪のない子どもに責任を転嫁することなく、加害者には大人として、人として

自分の犯した罪の償いはしてもらいたいと思います。これ以上交通事故の犠牲になる子どもたちが増えないよう、切に願ってやみません。

(2004年3月10日 検察庁への上申書より)

ひき逃げ犯厳罰化を求め  
2回目の法務大臣要請を行いました  
江別市 高石 弘・洋子

大分県の佐藤啓治・悦子さんご夫妻が私たちと同じ思いでひき逃げ犯の厳罰化を求める署名を進めておりました(何と8万筆以上)。4月4日、千葉の井上保孝・郁美さんご夫妻の力添えもあり、大分の佐藤さん、東京の秦野徹子さんら6遺族とともに、北海道からの約1万5千筆の追加署名も携え、南野法務大臣に直接要請することができました。

大臣に「この要望書は重く受け止める」と言っていただきましたが、国会への働きかけを力強く約束してくれた議員さんともお会いでき、今後に期待しています。今回集約された署名数は97、931筆。一昨年提出分(北海道から約5万筆)と合わせると累計で148、842筆になります。今後にご協力下さい。

(高石さんの事件は会報12号に掲載しています)

## 「ひき逃げの厳罰化を」

## 9万8千人署名 遺族ら要望書

酒や薬物を飲んで起こした交通死亡事故を厳しく罰する危険運転致死傷罪の成立後、現場から逃げて飲酒などの立証を困難にし、同罪の適用を免れる例が生じているとして、ひき逃げ事故の遺族らが4日、ひき逃げ犯の厳罰化を求める要望書を南野法相に提出した。約9万8千人の署名を示し「ひき逃げによってかえって罪が軽くなる矛盾が生じている」と訴え、関連法の改正を求めた。法相は「検討させていただく」と述べたという。

要望書を提出したのは、泥酔した運転手のトラックに追突されて3歳と1歳の2人の娘を亡くした井上保孝さんと妻郁美さんら全国の6遺族。遺族らの活動が元になり、01年に危険運転致死傷罪が成立した。酒や薬物を飲んで車を運転して人を死なせた場合は最高20年の懲役が科される。

しかし、加害者が現場から逃げ、同罪の適用を免れて刑が軽くなる例があるという。業務上過失致死とひき逃げの罪を併合しても最高で懲役7年に6カ月にとどまる。03年にひき逃げ事故で当時16歳だった息子の拓那さんを失った高石弘さんと妻の洋子さんは「悪質なドライバーの逃げ得を許す法を改めなければ、ひき逃げ犯はなくなる」と訴えた。

(「朝日新聞」2005年4月5日)